

**令和7年度高齢ドライバー交通事故防止テレビCM
作成及び放映業務委託
企画提案競技審査会 企画提案評価票**

番号	評価項目	評価内容	評価点	係数	配点
1	企画力・構成力	<ul style="list-style-type: none"> ○仕様書の内容を理解した上での企画になっているか。 ○高齢者へ効果的に訴求可能な構成か。(適切な情報量か) ○注意喚起として効果的であるか。 ○死亡事故多発時以外の場面でも活用可能か。 ○交通死亡事故防止に寄与する独自の工夫が盛り込まれているか。 	25 (各5点)	2	50
2	遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ○県が求める業務及び提案内容を遂行できる実施体制となっているか。 ○類似事業の実績はあるか。 	10 (各5点)	2	20
3	経費の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○作成費用は妥当か。 ○放映費用は妥当か。 	10 (各5点)	2	20
4	女性の活躍推進	「配点表1」を参照	5	-	5
5	賃金水準の向上	「配点表2」を参照	5	-	5
合計					100

○配点表 1 【女性の活躍推進】

大区分	小区分		配点	
一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数 100 人以下の企業	女活法 ※ 2	各 0.25	最大 0.5
		次世代法 ※ 2		
えるぼしチャレンジ企業認定 ※ 1			1	
法令に基づく認定	女活法 ※ 2	えるぼし	1.5	最大 3
		プラチナえるぼし	2	
	次世代法 ※ 2	くるみん	1.5	
		プラチナくるみん	2	
	若者雇用促進法 ※ 2	ユースエール	0.5	
都道府県知事表彰の受賞	女性の活躍推進企業表彰		各 0.5	最大 1
	子ども・子育て支援知事表彰			
	男女共同参画社会づくり表彰			
合計			5	

※ 1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和 4 年 5 月から県が新たに認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を 1 つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。

なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。

※ 2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）

次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）

若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）

○配点表2【賃金水準の向上】

「賃金水準の向上」の加点措置の評価は、給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率（百分率の小数点以下第3位を四捨五入）に準じて加算する。

評価項目	対前年増加率	配点
給与等受給者一人当たりの平均 給与額の対前年増加率 ※3	1.50%以上	3
	2.00%以上	4
	3.00%以上	5

※3 給与等受給者一人当たりの平均給与額の算出方法は、次の区分から事業者が選択するものとする。

算出方法	区分	提出書類	
		税務申告に基づく場合	県域で一つの事業者とする場合
給与等受給者一人当たりの平均給与額	役員及び従業員が対象	ア 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表	イ 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類
	役員を除く従業員が対象	ウ 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類	エ 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類

ア 所得税法第226条第1項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表(375)」の「④俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

イ 秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者としてアに準じて、給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。

ウ 所得税法第226条第1項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表(375)」の「④俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」から役員報酬を除き、また、「人員」から役員を除いた人数で除した金額により比較する。

エ 秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者としてウに準じて、役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。